

相続税の誤りやすい事例について

平成 27 年 1 月 1 日以後に開始した相続等から相続税の基礎控除額が大きく引き下げられ、その結果、相続税の申告書の提出に係る被相続人数は平成 26 年分の 56,239 人から平成 27 年分の 103,043 人へと大幅に増加しています。そこで、国税庁のホームページでは、相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集（平成 29 年分用）を公表し、注意を喚起していますので、そのうち次の事例について紹介し、さらに解説を加えています。

事例 1. 私は、夫の死亡後、夫が生前に支給を受ける予定であった国民年金（未支給年金）を請求し、国民年金を受け取りました。

【誤】 夫が生前に支給を受ける予定であった国民年金は、夫の相続財産であると考え、未支給年金として第 11 表（相続税がかかる財産の明細書）に記入しました。

【正】 未支給年金については、被相続人の遺族が、未支給年金を自己の固有の権利（その者の権利）として請求するものであり、被相続人の死亡に係る相続税の課税対象にはなりませんので、第 11 表には記入しません。なお、遺族が支給を受けた未支給年金は、支給を受けた者の一時所得（所得税）に該当します。

【解説】 死亡したときに支給されていなかった年金を遺族が請求し支給を受けた場合は、その遺族の一時所得（所得税）の対象となり、相続税は課税されません。また、厚生年金や国民年金などを受給していた人が死亡したときに、遺族に対して支給される遺族年金は、原則として所得税も相続税も課税されません。

なお、死亡したときに支給されていなかった年金で生前に被相続人が請求していたものについては、遺族が自己の固有の権利として請求するものとはならず、相続税の課税対象となる財産となり、相続税が課税されます。

事例 2. 私は、父の死亡に伴い、父の自宅の金庫を確認したところ、父名義の預金通帳のほか、私名義の定期預金証書を見つ

けました。この定期預金は、父の収入から預け入れたものであり、父が管理・運用していました。また、私は過去にこの定期預金について、贈与を受けたことはありません。

【誤】 第 11 表には、被相続人である父名義の財産だけを記入すればよいと考え、私名義の定期預金は記入しませんでした。

【正】 名義にかかわらず、被相続人（父）が資金を拠出しているなど、被相続人の財産と認められるものは相続税の課税対象となります。あなた名義の定期預金が被相続人の財産と認められるときには、第 11 表に記入することとなります。

【解説】 **名義にかかわらず、被相続人が取得等のための資金を拠出していたことなどから被相続人の財産と認められるものは相続税の課税対象となります。**したがって、被相続人が購入（新築）した不動産でまだ登記をしていないものや、被相続人の財産と認められる預貯金、株式、公社債、貸付信託や証券投資信託の受益証券等で家族の名義や無記名のものなどの被相続人名義以外のものも、相続税の申告に含める必要があります。

以下のいずれかの基準に該当した場合は、その名義にかかわらず実質所有者の財産と判定される可能性があります。

ポイント	問題となる場合
使用印鑑	家族名義の預金の印鑑のすべてが同一印鑑であり、しかも、通常被相続人が自分の預金に使用しているものと同じである場合
受取利息・配当金	家族名義の預金の利息や株式配当金を被相続人名義の預金等に入金し、被相続人が費消していると認められる場合
保管（管理）状況	被相続人がすべて自分で管理しており、名義人はそのような預金等があることさえ知らなかったという場合（預金通帳、証書、証券等を誰かが保管・管理していたかで、名義人の判断材料とします。）
贈与税の申告の有無	贈与税の申告がない場合

Web ページでは上記のほか、養子縁組が行われている場合の取扱い、生命保険契約に関する権利などの課税関係が事例で紹介されています。